

動物愛護管理基本指針の改正について（骨子案）

1. 改正の必要性

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成 18 年環境省告示第 140 号。以下「現行指針」という。）において、毎年度の達成状況の点検とその結果の施策への反映が求められている。同点検結果を中央環境審議会動物愛護部会に報告してきたところであるが、現行指針において「策定後概ね 5 年目に当たる平成 24 年度を目途として、その見直しを行うこと」とされていることや、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号。以下「改正法」とする。）」の趣旨を踏まえ、基本指針について所要の見直しが必要。

2. 計画期間

平成 35 年度までの 10 カ年計画（5 カ年ごとにローリング）

基本指針に即して、都道府県が策定することとされている動物愛護管理推進計画は、原則として、改正法施行後の平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間を計画期間とするが、必要に応じて中間目標を定めることができる。

3. 基本指針各事項の改正骨子案

(1) 動物の愛護及び管理の基本的考え方

近年の動物愛護管理に係る動向等について簡潔に示すとともに、長期的な観点からの取組の方針及び本基本指針が示す目標を達成するための基本的な考え方等を記載する。

(2) 今後の施策展開の方向

1) 基本的な視点

動物愛護管理法の改正を受け、法に示された基本的考え方を展開するための視点について記載する。

2) 施策別の取組

今後 10 年間に実施が図られるよう努める施策として以下の事項を記載する。

普及啓発

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が正しい知識及び理解を持つことは重要であることから、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等の実施を継続すること。

特に、改正法に所有者の責務として終生飼養や適切な繁殖に係る努

力義務が明記されたことは、適正飼養の推進や引取り数の削減にも資することから、積極的に広報すること。【改正法第7条】

普及啓発の中でも動物との触れ合い事業の実施に当たっては、動物に与えるストレスを考慮する必要があることから、触れ合い事業のあり方について検討すること。

適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要である。これまでも国は適正飼養講習会等を実施してきたところであるが、これまでの取組を更に推進するとともに、動物取扱業者からの販売時における説明・指導等が適切に行われるようにすること。

引取りを拒否することができる規定が設けられたことを踏まえて、新たな引取り数及び殺処分率又は数の削減目標を設定すること。目標設定に当たっては、早くから引取り数を減少させる取組みや返還・譲渡を推進し、引取り数の減少が下げ止まりの傾向にある自治体に配慮する必要がある。

改正法において、引き取った犬猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定が明記されたことを踏まえ、インターネットの活用など譲渡の機会を増やすための取組を推進していくこと。【改正法第35条、附帯決議六、附帯決議十一】

多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態が勧告・命令の対象とされたこと、虐待の具体的事例が明記されたこと及び愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことを踏まえ、遺棄及び虐待の防止に向けた取組強化、警察との連携をより一層推進すること。【改正法第25条、第44条】

動物による危害や迷惑問題の防止

猫についても、所有者責任に基づく飼い主による管理が原則ではあるが、所有者不明の猫の引取り数のうち、幼齢個体が多くを占めている現状を踏まえると、住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策を含め、所有者不明の幼齢猫の引取り数削減の推進を図ること。なお、地域猫対策の推進に当たっては、地域猫活動に対する正しい理解を得るための取組みや、地域差を考慮することが必要である。【附帯決議八】

特定動物を販売する動物取扱業者においては、特定動物の販売者に対し、飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方

法等に関する適切な説明を実施すること。

許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が起きたことを踏まえ、指導マニュアルの策定等を通じて、専門知識を持った人材の育成を通じて、関連の法令遵守をより一層推進すること。

所有明示（個体識別）措置の推進

改正法において、引き取った犬猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定が明記されたという観点からも、返還を容易にする所有明示措置の推進はより重要であると考えられる。所有明示の実施率は微増に留まっており、現行指針の目標は達成できていないことから、引き続き、その必要性に関する意識啓発や研究開発を行うなどにより、犬猫に関する所有明示の実施率倍増を図ること。

販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと。特に、マイクロチップの番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備については、早急に取り組むこと。【改正法附則第 14 条、附帯決議三】

動物取扱業の適正化

動物取扱業者の不適正飼養の問題が顕在化し、動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高まったことから、改正法では動物取扱業者に対する規制が強化された。平成 18 年 6 月に施行された現行登録制度の遵守に加え、改正の趣旨を踏まえ、犬猫等販売業に係る特例や以下に掲げる新たな規制の着実な運用を図ること。【改正法第 10 条第 3 項、第 22 条の 2 ~ 4、6】

- ・ 幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止規定【改正法第 22 条の 5、改正法附則第 7 条】
- ・ 現物確認・対面説明義務化【改正法第 21 条の 4】
- ・ 第二種動物取扱業者の届出制度【改正法第 24 条の 2 ~ 4、附帯決議二】

動物取扱業の適正化を図るためには、業界全体の更なる資質向上や地方自治体による動物取扱業者に対する監視の強化等が必要であり、国はこれらに対する支援を検討すること。【附帯決議一】

実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養保管等基準の遵守状況については、文部科学省及び環境省によって、関係省庁の協力を得ながら実態把握が行われてきた

ところ。文部科学省は、平成 24 年 3 月末までには、大学等所管している全ての機関より、同省の指針に基づく全ての対応を行っている旨の報告を受けた。一方、環境省が調査した実験動物の飼養・保管等を行う機関における飼養保管等基準の遵守状況は 100%ではなかったことから、引き続き、これらの機関に対する「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知を、同基準の解説書の作成などを通して効果的かつ効率的に行っていくとともに、実験動物関係団体からの協力を得ながら、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、実態把握を継続していくこと。

東日本大震災の影響を受けた実験動物生産施設・動物実験施設においては、危機管理にかかる手順書を各施設が自主的に作成していたことも要因となり、不明動物や逸走動物は認められなかった。緊急時の取扱いについては、実験動物の飼養保管等基準において、管理者が関係行政機関との連携の下で緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するとされていることを踏まえ、各施設における緊急時の計画の策定状況についても、実態を把握する必要がある。

国及び実験動物関係者において、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集が行われているところであり、引き続き、これらの情報の収集に努めていくこと。【附帯決議七】

産業動物の適正な取扱いの推進

国際獣疫事務局（OIE）では、現在、畜種毎の飼養基準について検討されているところであり、まず、「ブロイラー」、「肉用牛」について策定し、その他の畜種についても今後検討されていく予定であることから、こうした国際的な動向や科学的知見に関する情報の収集を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。

環境省による一般市民を対象としたアンケート調査（24年実施）では、アニマルウェルフェアの認知度は2割以下であったことから、産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を引き続き実施すること。

災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図るなど関係省庁間で協力すること。【附帯決議十】

災害時対策

災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が、動物愛

護管理推進計画に定める事項に追加されたことを踏まえ、地域性・災害の種類に応じた平常時の準備等の適切な動物救護体制の整備を推進すること。【改正法第6条】

災害時対策について、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけの明確化も引き続き推進すること。【附帯決議十】

動物愛護推進員の活動として災害時における動物の避難、保護等に対する協力が追加されたこと等を踏まえ、民間団体との災害時応援協定の締結を推進すること。【改正法第38条】

自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備を推進すること。

人材育成

関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員の委嘱は引き続き推進すること。

動物愛護推進員等の人材育成を積極的に推進し、被災動物への対応や動物取扱業者等による不適正飼養等の事案への積極的な関与を検討すること。【改正法第38条、附帯決議九】

地方公共団体に対し、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関する情報提供、技術的助言を着実に実施すること。【改正法第41条の4】

適正飼養に関する知識及び技能等を保持する人材のデータベースを関係者間で共有する仕組みについて検討すること。

調査研究の推進

犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての科学的知見を充実させること。【改正法附則第7条】

販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること【改正法附則第14条、附帯決議三】

諸外国の制度及び科学的知見に関する文献を収集すること。

(3) 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

主に以下の事項について見なおしを行う。

計画期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とする。

計画の記載項目

「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」を追加する。

点検及び見直し

毎年の点検と点検結果の施策への反映、基本指針の改定等に合わせた見直しのほか、必要に応じて中間目標を設定すること等を明記する。

(4) 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

本指針策定後5年目に当たる平成30年度を目途に見直しを行うことを明記する。